△ 福島県 商工労働部からのお知らせ

# <sup>令和2年度</sup>中小企業等復旧·復興支援事業

「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故」により被害を受けた県内中小企業者等の皆様に、事業再開に必要となる経費の一部を補助する制度です。

## ○ 受付期間

## 【令和2年6月3日(水)から令和2年7月3日(金)まで】

※ 申請は各地方振興局窓口へ直接持参してください(裏面参照)。

## ○ 前年度からの改正内容等

実績報告書における提出期限等

○ 補助内容 ※ <u>年度を超えた遡りは実施しません。</u>

## 空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業

対	象	者	空き工場・空き店舗等を借りて <u>仮操業</u> する中小企業者	<b>等</b>	
			① 津波により被災し、区画整理事業等が遅れ未だ科	多転できない	
			者		
			② 原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に工場・	店舗等があ	
			った者		
			* 区域の見直しがあった地域も対象となります	0	
補助対象経費			① 空き工場・空き店舗等の借り上げ費用(必須)		
			② 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用		
			③ 空き工場・店舗等の改装費用		
			④ 代替設備の借り上げ費用		
補	助	率	・避難指示区域等で被災した者又は津波により被災し	、区画整理	
			事業等が遅れ未だ移転できない者のうち全壊の者	3/4以内	
			・上記の津波被災者のうち半壊の者	1/2以内	
補	助金	額	25万円以上500万円(製造業者は、50万円以上2,500万円)まで		

※ 対象者・補助内容につきましては、福島県商工労働部ホームページに本制度の要綱を 掲載する予定です。( 福島県 中小企業等 で検索してください。)

## ○ 申請窓口

最寄りの地方振興局(地域づくり・商工労政課)へ持参して申請してください。 申請書は、窓口または福島県商工労働部ホームページより、入手できます。

〇 県北地方振興局

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(県庁北庁舎) 電話024-521-2658

〇 県中地方振興局

〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 電話024-935-1292

〇 県南地方振興局

〒961-0971 白河市昭和町269番地 電話0248-23-1546

〇 会津地方振興局

〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 電話0242-29-5292

〇 南会津地方振興局

〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地 1 電話0241-62-5205

〇 相双地方振興局

〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 電話0244-26-1142

〇 いわき地方振興局

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 電話0246-24-6006

## ○ お問い合わせ先

福島県庁商工労働部

企業立地課 電話 024-521-7882 (製造業、建設業)

商業まちづくり課 電話 024-521-7299 (卸売・小売業、

サービス業他)

